

## 鳥取市地域学校協働活動推進員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第9条の7第1項に基づき鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### (設置)

第3条 教育委員会は、鳥取市立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

### (定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

### (資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長及び地区公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行う。ただし、推進員を委嘱しようとする学校区の地区公民館長の推薦が不在により得られない場合は、当該学校区の自治会長の推薦をもってこれに代えることができる。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

### (委嘱期間及び解職)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(職務)

第7条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会への参画と必要な関係団体との連絡調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

2 同一の中学校区内に配置された推進員は、前項に掲げる職務を協力して遂行するものとする。この場合において、中学校区に配置された推進員は、当該中学校区内の推進員の意見を集約するなど、統括的な推進員の役割を担う。

3 前項の統括的な推進員は、特別な事情があるときに限り、小学校区に配置された推進員が担うことができる。

(統括推進員の設置)

第8条 教育委員会は、必要に応じて、生涯学習・スポーツ課に統括的な推進員（以下「統括推進員」という。）を置くことができる。

(統括推進員の委嘱)

第9条 統括推進員の委嘱は、生涯学習・スポーツ課長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

(統括推進員の職務)

第10条 統括推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 推進員間の連絡調整に関する活動
- (2) 推進員への適切な助言や事例紹介に関する活動
- (3) 未実施地域における新たな取組の推進に関する活動
- (4) その他統括推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(委嘱期間及び解職)

第11条 統括推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、統括推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他統括推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(推進員協議会)

第12条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(服務)

第13条 推進員及び統括推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(秘密の保持)

第14条 推進員及び統括推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第15条 推進員及び統括推進員並びに推進員協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課において処理する。

(費用弁償等)

第16条 推進員及び統括推進員が活動に要する経費、またはその他の経費については、別途定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、推進員及び統括推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。